

平成 21 年 3 月 26 日

購入者 各位

(社) 日本アマチュア無線連盟
会員部会員事業課
TEL 03-5395-3118
FAX 03-5395-3134

7MHz 帯の拡大、135kHz 帯の新規分配が決定。 平成 21 年 3 月 30 日より施行

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、当連盟の事業につきまして一方ならぬご協力とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、すでにご存知のことと思いますが、平成 21 年 3 月 17 日付けの官報で、次の告示がおこなわれ施行されました。

1. 無線局免許手続規則の一部を改正する省令
2. 無線設備規則の一部を改正する省令
3. 電波法施行規則第 13 条の 2 の規定に基づき、アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める告示
4. 無線局免許手続規則第 10 条の 2 第 10 項の規定に基づき、アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める告示
5. 無線設備規則別表第二号第 54 の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める告示

この告示により、平成 21 年 3 月 30 日より、アマチュア無線家の間で長年に渡る願いであった 7MHz 帯の拡大 (7000~7200kHz)、および長波帯 135kHz 帯 (135.7~137.8kHz) の新規分配がおこなわれることとなります。

7MHz 帯については、現在すでに 7MHz 帯の免許を受けている方は、新たに申請をしなくても、平成 21 年 3 月 30 日 (日本時間) から 7100~7200kHz の拡大となる周波数での運用が可能となります。

新規分配の 135kHz 帯 (指定周波数は「136.75kHz」) や、1.9MHz 帯における PSK31 などの占有周波数帯幅が 100Hz 以下の狭帯域データ通信には免許申請が必要です。

これにともない「個人・社団用開局用紙」並びに「変更用紙一式」の各用紙については改正に対応した申請書類を現在準備しておりますが、新様式の販売までの間、現行のお求めの申請用紙に下記を削除・追加いただくことにより申請できますので、お手数ではございませんがよろしくお願します。

無線局事項書及び工事設計書の内容

1 の欄中「再免許」を削除してください。

13 の欄の 1.9M | A1A を

1.9M | A1A | 3MA | 4MA に改めてご使用ください。

注 135kHz 帯を希望する場合は、無線局事項書及び工事設計書の備考にその旨記載してください。

お願い 今回の改正に伴う開局並びに変更申請につきましては、申請先の総合通信局にご確認のうえ申請をお願いいたします。